

○北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

制定	平成29年5月30日	告示第75号
改正	令和3年12月1日	告示第174号
改正	令和5年5月30日	告示第96号
改正	令和6年3月24日	告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等の手続き並びに事業者が遵守すべき事業の人員、設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(指定の期間)

第3条 施行規則第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

(指定又は指定の更新を受けた旨の標示)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

2 前項の規定は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

(事業者情報の提供)

第5条 市長は、前条第1項に規定する指定、同条第2項に規定する指定の更新又は法第115条の45第1項第1号の規定による届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、秋田県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定（更新又は変更を含む。）、廃止、休止又は再開の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号

(7) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

(8) 役員の氏名、生年月日及び住所

(9) その他市長が必要と認める事項

(事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第6条 指定訪問介護相当サービス事業者、指定通所介護相当サービス事業者及び第1号介護予防支援事業者が遵守すべき事業の人員、設備及び運営に関する基準は、施行規則第140条の63の6第1号イに規定する基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、記録の整備における当該記録の保存の期間は、その完結の日から5年間とする。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 (平成29年5月30日告示第75号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月30日から施行する。

(準備行為)

2 北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和3年12月1日告示第174号)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月30日告示第96号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱により行われ、同日以後に受理された申請、申出又は届出については、この要綱による改正後の北秋田市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定等並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の規定により行われた申請、申出又は届出とみなす。

附 則 (令和6年3月24日告示第37号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。